

## 一般事業主行動計画(女性活躍推進)

社会福祉法人北海道光生会では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性職員がさらに活躍できる労働環境を整備するため、女性の活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情についての分析を踏まえたうえで、次のように女性活躍推進に関する一般事業主行動計画を策定します。

### 1. 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

### 2. 当法人の課題

- (1) 女性の管理職（マネージャー・事務局長）がいない。
- (2) 女性労働者が全体の半数以上を占めているが、サブマネージャー（副施設長）職の女性の割合は43%、リーダー（課長）職45%。サブリーダー（係長・主任）職の女性の割合は33%と低い。

### 3. 目標、取組内容及び実施時期

#### (1) 配置・育成・教育訓練に関する事項、評価・登用に関する事項

##### ① 目標

- ア サブリーダー（係長・主任）に占める女性の割合（33%）を40%以上にする。
- イ 女性の管理職（マネージャー・事務局長）がいないので、新規事業の創設或いは欠員等が生じた際の補充人事において1名以上の配置を目指す。

##### ② 取組内容及び実施時期

- ア 研修計画においてリーダー職員の育成研修を盛り込む。（令和3年4月～）
- イ 法人外部のリーダー、管理職育成研修に女性職員を積極的に参加させる。（令和3年4月～）

#### (2) 採用に関する取組内容及び実施時期

- ・ 求人票に女性の活躍を推進する法人であることを記載しPR。（令和3年4月～）
- ・ 育児、介護、配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施。（令和3年4月～）

#### (3) 継続就業・職場風土に関する取組内容及び実施時期

- ・ 女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、一般事業主行動計画の内容や女性活躍に関する取組みの内部周知を実施。（令和3年4月～）
- ・ 様々なハラスメントが起こらないようにするための管理職への研修等の実施。（令和3年4月～）

#### (4) 長時間労働の是正に関する取組内容及び実施時期

- ・ 人員不足の解消に向けた取組を継続し、長時間労働の削減に努める。（令和3年4月～）

- 各事業所において「ノー残業デー」の実施に努め、今後も実施可能な部署を増やしていく。 (令和3年4月～)
- 組織のトップから長時間労働是正に関する強いメッセージを発信する。 (令和3年4月～)
- 年次有給休暇が取得しやすいよう、人員配置の拡充に努める。  
(現状平均取得率 36.7%) (令和3年4月～)

(5) 多様なキャリアコースに関する取組内容及び実施時期

- 毎年度、各職種の非正規雇用職員の正規登用制度を積極的に運用。  
(令和3年4月～)

#### 4. 策定事業所等

- (1) 法人の名称 社会福祉法人北海道光生会
- (2) 主たる事務所の所在地 北海道美唄市東7条南2丁目1番1号
- (3) 代表者 理事長 高橋 一 裕
- (4) 担 当 法人事務局長  
(TEL:0126-64-4380 / FAX:0126-64-4542)  
(E-mail: info@hokkaidokoseikai.org)